

豊岡市立豊岡南中学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日改定

豊岡市立豊岡南中学校

1 学校の方針

本校は、「新たな時代を担う心豊かな生徒の育成をめざす」を学校教育目標とし、ふるさと豊岡・母校南中を誇りに思い、「夢や目標に向かい、自分とふるさとの未来を切り拓く子」を育てることをめざしている。

すべての生徒が安全に安心して学校生活を送り、有意義かつ充実した様々な活動に取り組むことができるよう日常の指導体制を整備する。まず、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 基本的な考え方

本校においては、「いじめはどの子どもにも、どの学級にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築くとともに、個々の生徒の学校生活や家庭生活の状況を敏感にキャッチし、生徒の微妙な変化に対応する。

今後、教職員が生徒とともに、いじめを抑止し、人権を守る土壌を育み、「いじめを決して許さない学校づくり」をさらに推進するため、以下の指導体制を構築し取り組む必要がある。

〈いじめの定義〉

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法 第2条】

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つ。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。【参考】いじめ防止のための基本的な方針（文部科学大臣決定）

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識する。学校生活の中で、生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見につなげるためのチェックリストを別に定める。

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見のあり方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間指導計画を別に定める。

別紙2 年間指導計画

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行う。学校だけで解決が困難な事案に関しては、教育委員会や警察等の関係機関と連携し、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、事案により校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、豊岡市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、「いじめ対応チーム」を中心とした組織で調査し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、豊岡市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向け対応する。

5 犯罪に相当する事案を含むいじめ対応

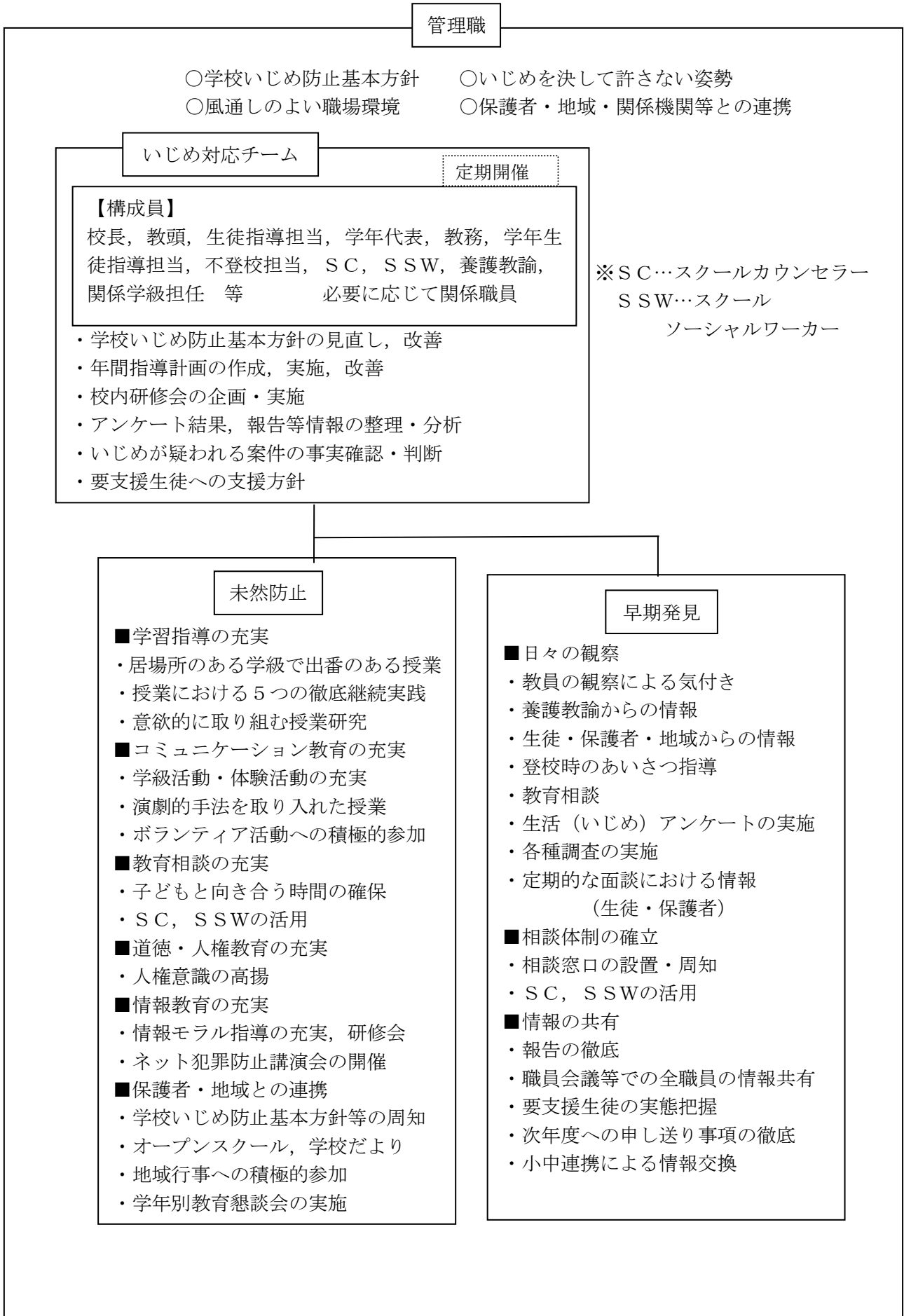
犯罪行為（触法行為を含む。）として取り扱われるべきいじめなど学校だけでは対応しきれない事案については、生徒の命や安全を守ることを最優先に、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。

6 その他の事項

保護者や地域から信頼される学校を目指している本校は、これまでも「開かれた学校」となるよう情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校運営協議会、PTA総会、学年別教育懇談会、三者懇談等あらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、全教職員で「いじめを生まない土壌づくり」に取り組んでいく。

また、いじめの問題への取組の重要性について、家庭・地域と認識を共有し、教育活動に支援を得ながら一体となり協力体制を強化する。



	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員・研修等 職員会議	←----- 事故発生時、緊急対応会議の開催 ※1 ----->					
	いじめ対応 チーム会議① 年間指導計画立案 職員研修会① ※2	いじめ対応 チーム会議②	いじめ対応 チーム会議③	いじめ対応 チーム会議④	いじめ対応 チーム会議⑤ カウンセリングマインド研修会① ※4 学級づくり・授業づくり 研修	いじめ対応 チーム会議⑥ 職員研修会②
	いじめの未然防止に 関する職員研修会 生徒指導担当講話①	安全の日 (PTA・教職員)① 小中合同研修会による 情報交換 心の教育(いじめ防 止)道徳① 学活(不安や悩みの解 消に向けて)	安全の日 (PTA)② 学年別懇談会 命の授業 道徳① ソーシャルスキル トレーニング授業 風紀委員よりネットを 安全に使う呼びかけ	安全の日 (PTA)③ 生徒指導担当講話② 生徒対象のいじめ防 止講演会(防犯教室) 学校運営協議会① 人権作文・標語	登校日における講話	安全の日 (PTA)④
早期発見へ 向けた取組	チャンス相談 小学校との情報交換 いじめ実態 アンケート① ※3	チャンス相談 いじめ実態 アンケート② 教育相談週間①	チャンス相談 いじめ実態 アンケート③ アセス①	チャンス相談 個別面談 (保護者)① いじめ実態 アンケート④	チャンス相談 いじめ実態 アンケート⑤	チャンス相談 教育相談週間② いじめ実態 アンケート⑥
	←----- 事故発生時、緊急対応会議の開催 ----->					
職員・研修等 職員会議	←----- 事故発生時、緊急対応会議の開催 ----->					
	いじめ対応 チーム会議⑦ 生徒・保護者・地域 の方々を対象にした講 演会	いじめ対応 チーム会議⑧	いじめ対応 チーム会議⑨	いじめ対応 チーム会議⑩	いじめ対応 チーム会議⑪ カウンセリングマイン ド研修会② ※5	いじめ対応 チーム会議⑫ 今年度の反省と次年 度の課題
	安全の日 (PTA)⑤ ふれあい育児体験 (3年生対象) 心の教育(いじめ防 止)道徳② 生徒対象人権講話	安全の日 (PTA・教職員)⑥ 風紀委員よりネットを 安全に使う呼びかけ 小学校訪問による 情報交換 命の授業 道徳② 性教育指導	安全の日 (PTA)⑦ 生徒指導担当講話 ③ 生徒対象いじめ防止 講演会(防犯教室) 学校運営協議会② 小中ネットワーク 会議	安全の日 (PTA)⑧ 命の授業 道徳③	安全の日 (PTA)⑨ 小学校訪問による 情報交換 学校保健委員会 学校運営協議会③	安全の日 (PTA)⑩ 生徒指導担当講話④ 小中引き継ぎ会によ る情報交換
早期発見へ 向けた取組	チャンス相談 いじめ実態 アンケート⑦	チャンス相談 アセス② いじめ実態 アンケート⑧	チャンス相談 個別面談 (保護者)② いじめ実態 アンケート⑨	チャンス相談 いじめ実態 アンケート⑩	チャンス相談 教育相談週間③ いじめ実態 アンケート⑪	チャンス相談 個別面談 (保護者)③ いじめ実態 アンケート⑫

※1 緊急対応会議:事案発生時には、「いじめ対応チーム」による緊急対応会議の開催で対応する。
 ※2 職員研修会①:いじめ防止基本方針を確認し、指導方針や指導計画を提示し、全教職員で共通理解を図る。
 ※3 いじめ実態アンケート:いじめの実態を把握するためのもので、毎月1回実施する。
 ※4 カウンセリングマインド研修会:SC(外部講師)による研修等、本校の実態に即した実効性の高い研修を実施する。